

吸收合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

2026 年 1 月 1 日

株式会社マルマエ

2026年1月1日

各 位

株式会社マルマエ
代表取締役 前田 俊一

当社は、株式会社 KMXとの間において2025年11月21日付で締結した吸収合併契約書に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、当社（以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社、株式会社 KMX（以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第200条第2号イ）

会社法第784条の2の規定により、消滅会社に対し、本合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

- (2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号ロ）

- ア 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求については、存続会社が消滅会社が発行する全株式を保有する特別支配会社であり、存続会社以外には消滅会社の株主は存在しないため、同条第2項第2号括弧書きにより、該当事項はありません。

- イ 新株予約権買取請求（会社法第787条）

消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

- ウ 債権者の異議（会社法第789条）

消滅会社は、2025年11月25日に、会社法第789条第2項に基づき官報において債権者に対する公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いましたが、同条第1項の規定に基づいて異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第200条第3号イ）

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易合併であり、かつ、会社法第795条第2項各号に掲げる場合又は会社法第796条第1項但書若しくは第3項に規定する場合に該当しないため、会社法第796条の2但書により、存続会社の株主は、同条に基づいて本合併をやめることを請求する権利を有しないことから、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号ロ）

ア 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易合併であり、かつ、会社法第795条第2項各号に掲げる場合又は会社法第796条第1項但書若しくは第3項に規定する場合に該当しないため、会社法第797条第1項但書により、存続会社の株主は、同項の規定に基づいて株式買取請求権を有しないことから、該当事項はありません。

イ 債権者の異議（会社法第799条）

存続会社は、2025年11月25日に、会社法第799条第2項に基づき官報において債権者に対する公告を行うとともに、同条第3項に基づき電子公告を行いましたが、同条第1項の規定に基づいて異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

存続会社は、本合併の効力発生日である2026年1月1日をもって、消滅会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2026年1月5日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

別紙 吸収合併に係る事前開示書面（消滅会社）

（次頁以降に添付）

吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

2025 年 11 月 25 日

株式会社マルマエ

2025年11月25日

各 位

株式会社マルマエ
代表取締役 前田 俊一

当社は、株式会社 KMX との間において 2025 年 11 月 21 日付で締結した吸収合併契約書（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2026 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社（以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社、株式会社 KMX（以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしました。本合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

本合併契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）

本合併に際しては、消滅会社の株主に対して、存続会社の株式その他の金銭等の交付及び割当てを行いませんが、存続会社は消滅会社の発行済株式の全部を保有していることから、相当であると判断しております。

3. 本合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号・第 5 号）

(1) 消滅会社

ア 成立の日における貸借対照表

別紙 2 のとおりです。

イ 成立の日後に生じた重要な後発事象

消滅会社は、2025 年 4 月 8 日に KM アルミニウム株式会社の株式 100% を取得しており、当該株式取得に際して、消滅会社は金融機関からの借入により資金調達を行っております。当該株式の取得及び借入の詳細については、存続会社の同年 3 月 4 日付「KM アルミニウム株式会社の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」及び同年 3 月 21 日付「資金の借入等に関するお知らせ」をご参照下さい。

(2) 存続会社

存続会社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本合併の効力発生日後の存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、本合併後の存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本合併後における存続会社の債務について履行の見込みがあると判断致します。

6. 本書面備置開始後、上記各事項について生じた変更の内容（会社法施行規則第 191 条第 7 号）

事前開示の開始日以降に上記各事項に変更が生じたときは、直ちに開示致します。

以上

別紙1 合併契約書の写し

(次頁以降に添付)

吸収合併契約書

株式会社マルマエ（以下「甲」という。）及び株式会社 KMX（以下「乙」という。）は、吸収合併に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（合併を行う会社の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（甲）吸収合併存続会社

商号：株式会社マルマエ

住所：鹿児島県出水市大野原町 2141 番地

（乙）吸収合併消滅会社

商号：株式会社 KMX

住所：鹿児島県出水市大野原町 2141 番地

第3条（合併に際して交付する金銭等及びその割当て）

乙の発行済株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（資本金及び準備金）

本合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第5条（株主総会における決議）

本合併は、甲においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併の手続により、乙においては同法第 784 条第 1 項に定める略式合併の手続により、それぞれ本合併に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第6条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 1 月 1 日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙において協議の上、これを合意により変更することができる。

第7条（会社財産の引継ぎ）

乙は、効力発生日において、乙の所有する資産、負債及び権利義務の一切を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

第8条（解除）

本契約締結から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由によって甲若しくは乙の財政状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、又は、本合併の実行に重大な支障となる事態若しくは困難にする事態が生じた場合には、甲及び乙において協議の上、合意により本契約を解除することができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に規定のない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙において協議の上、これを決定する。

2025年11月21日

(甲) 鹿児島県出水市大野原町 2141 番地
株式会社マルマエ
代表取締役社長 前田 俊一



(乙) 鹿児島県出水市大野原町 2141 番地
株式会社 KMX
代表取締役社長 前田 俊一



別紙2 消滅会社の貸借対照表

(次頁以降に添付)

貸 借 対 照 表

2025 年 3 月 18 日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産】 現 金 及 び 預 金	【 100,000 】 100,000	【流 動 負 債】	【 0 】
【固 定 資 産】	【 0 】	【固 定 負 債】	【 0 】
		負 債 の 部 合 計	0
		純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】 (資 本 金) 資 本 金 (資 本 剰 余 金) 資 本 準 備 金 (利 益 剰 余 金) 繰 越 利 益 剰 余 金	【 100,000 】 (100,000) 100,000 (0) 0 (0) 0
資 産 の 部 合 計	100,000	純 資 産 の 部 合 計	100,000
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	100,000